

2021

目次/
編集方針トップ
メッセージ

グループ概要

ニコンの
サステナビリティ

事業

環境

社会・労働

ガバナンス

企業市民活動

> [コンプライアンスの徹底](#) > [コーポレート・ガバナンスの強化](#) > [リスクマネジメントの強化](#)

ガバナンス

重点課題

- 10 コンプライアンスの徹底 [→P98](#)
- 11 コーポレート・ガバナンスの強化 [→P102](#)
- 12 リスクマネジメントの強化 [→P105](#)

重点課題 10 コンプライアンスの徹底



重要と考える理由

企業をとりまくグローバルな社会情勢は急速に変化し続け、突如、感染症パンデミックのような予期せぬ事態が起こることすらあります。いかに時代が移り変わろうとも、企業倫理、法令遵守を徹底し、企業の社会的責任を果たしていく点に変わりはありません。

ひとたび不祥事が起これば、それに伴う信用失墜により企業存続の危機に瀕する例は枚挙にいとまがありません。このため、国際的なガイドラインや指針を踏まえ、不祥事を未然に防ぐのはもちろん、広い意味でのコンプライアンス体制を強化させ、適切なリスク評価や教育をあわせて実施することが重要です。

コミットメント

「ニコン行動規範」は、「信頼と創造」の理念にもとづくグループの基本的な規範です。ニコングループで働くすべての従業員が日々の業務活動においてコンプライアンスの重要性をしっかりと認識し、法令、会社のルールおよび社会規範を遵守する上で、常に高い倫理観をもって誠実、適切に判断し行動するための規準を示しています。この行動規範は、グローバル・ガバナンスを強化し、国際社会の期待に応えていく礎でもあります。継続して行動規範を教育し定着を図り、法令遵守を含む誠実な行動により、社会の信頼に応える企業をめざします。

企業理念である「信頼と創造」、経営ビジョンである“Unlock the future with the power of light”を具現化させ、社会の持続的な発展に貢献していくために、私は「ニコン行動規範」の実践によるコンプライアンスの徹底を求め続けます。

代表取締役 兼 専務執行役員
経営管理本部長 小田島 匠

【活動方針】

- ニコン行動規範
- ニコン贈収賄防止方針

【体制】

- コンプライアンス委員会

[>コンプライアンスの徹底](#) >コーポレート・ガバナンスの強化 >リスクマネジメントの強化

コンプライアンス

ニコングループでは、社会からの信頼に誠実に向き合うために、グループ横断のコンプライアンス推進体制を確立しています。この体制のもと、ニコングループ全体でコンプライアンスの徹底に努めています。

ニコン行動規範

考え方・方針

従業員一人ひとりがコンプライアンスの考え方を深く理解し、実践する具体的な規程が「ニコン行動規範」です。ニコングループでは、2018年1月、グローバル社会の要請に対応するために、この行動規範を改定しました。具体的には、人権、納税、輸入管理、サプライチェーンの社会的責任などの項目を強化するとともに、国内外グループ統一の規程としました。

国内外の全従業員の「ニコン行動規範」の理解を促進するため、トップメッセージ、会社の思い、用語解説、Q&A等を加えて周知を行っています。この行動規範と解説は、全従業員が誰でも必要なときに参照できるよう、16言語に翻訳して公開しています。なお、この行動規範および解説の内容は定期的に見直されており、2021年3月期には解説の見直し作業を行いました。

また、ニコングループでは、行動規範の遵守を徹底するため、ニコンの部責任者以上およびグループ会社の社長が、各担当組織においての遵守に責任をもつことを、毎年、宣誓しています。

ニコン行動規範

<https://www.nikon.co.jp/sustainability/ikon-sustainability/codeofconduct/>

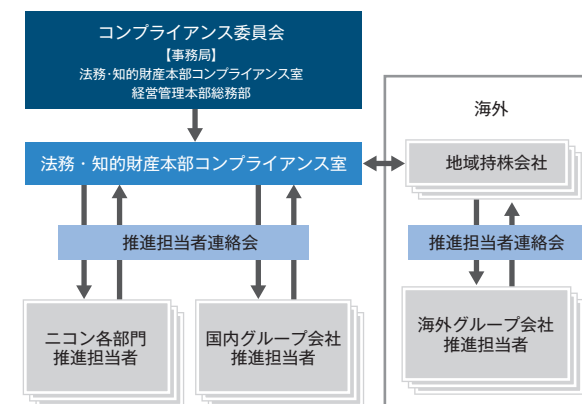
コンプライアンスの推進体制

仕組み・体制

ニコングループでは、ニコンの代表取締役である経営管理本部長が委員長を務めるコンプライアンス委員会^{*}を設置し、贈収賄防止など、コンプライアンス推進上の重要課題に関する施策を審議・決定しています。本委員会の事務局は、コンプライアンス推進活動を担う法務・知的財産本部コンプライアンス室と、倫理ホットライン関連業務を担う経営管理本部総務部が共同で務めています。

グローバルでのコンプライアンスの推進は、図のような体制で活動しています。国内では、コンプライアンス室が、ニコン各部門および国内グループ各社のコンプライアンス推進担当者と連携し、連絡会を開催するなど、コンプライアンス推進活動を実施しています。また、海外においては、地域持株会社を中心に海外グループ各社と協力し、各国により異なる法律を破ってしまうリスクに対応しています。さらに各国・各地域の文化、慣習、法規制の理解を共有したグローバルな取り組みを進めています。

コンプライアンス推進体制図(2021年4月1日現在)



※2021年4月1日、「企業倫理委員会」を「コンプライアンス委員会」に改称。

●倫理ホットライン(報告相談制度)

ニコングループでは、ニコン行動規範の違反、または潜在的な違反に関する通報に対応するため、この行動規範に報告相談制度について定めるとともに、ニコンおよび国内外の全グループ会社において報告相談制度を設けています。

日本では、国内ニコングループ(非連結グループ会社を含む)統一の報告相談制度として、「倫理ホットライン」を設置しています。倫理ホットラインは、内部窓口と専門業者による外部窓口を設けています。

海外では、原則、各グループ会社が自社内部窓口を設置

[>コンプライアンスの徹底](#) >コーポレート・ガバナンスの強化 >リスクマネジメントの強化

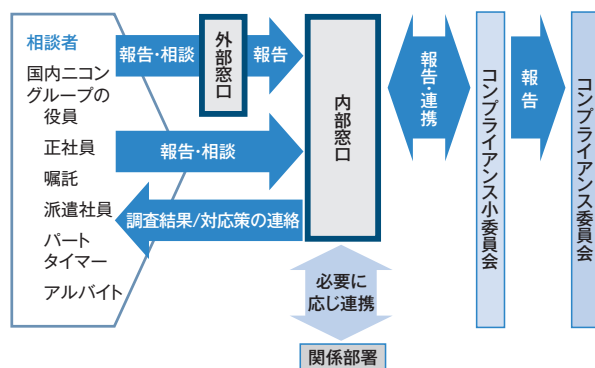
しています。加えて、欧州・米州・アジア(中国、韓国除く)では、専門業者による外部窓口をそれぞれ設置し、運用しています。

2021年3月期には、中国においても専門業者による外部窓口を設置し、運用を開始しました。

相談は、匿名でも可能です。また、外部窓口は、日本では年末年始を除く毎日、海外では24時間365日、現地の言語での利用が可能です。調査は、原則として相談者および関係者から情報を収集し、客観的に問題を把握します。その上で、関係部門と連携して解決を図り、必要に応じてフォローアップを行います。対応にあたっては、守秘義務の徹底、プライバシーの保護、匿名性の確保や相談による不利益の防止など、人権に配慮して運営しています。

なお、ニコングループでは、全従業員が閲覧可能な行動規範の解説冊子やその教育の中で、本制度の従業員への周知に努めています。

報告相談制度(国内)の流れ



報告相談制度の利用実績(2021年3月期)

(単位:件)

	相談件数
国内ニコングループ	30
うち、人権関連(ハラスメント、労働など)	27
海外グループ会社	9
うち、人権関連(ハラスメント、労働など)	4

コンプライアンス推進活動

活動・実績

●グループの役員・従業員へのコンプライアンス教育

ニコングループでは、経営トップから従業員一人ひとりに至るまでコンプライアンスを浸透させることをめざしています。

そのためニコンの常勤役員を対象に、2020年12月開催の企業倫理委員会(現コンプライアンス委員会)に合わせて、専門の弁護士によるコンプライアンスセミナーを開催し、19名出席のもと、最近の法改正(公益通報者保護法と独占禁止法)に関する教育を行いました。

また、グループの従業員対象に、集合研修や、eラーニングを利用した教育を実施しています。2021年3月期は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、主にeラーニングやオンラインを利用し、ニコン行動規範の浸透に向けた教育を実施しました。

国内ニコングループでは、パワーハラスメント防止の法制化に伴い、管理職を含む全従業員を対象にeラーニングなどによる教育を実施しました。

欧米および中華圏のグループ会社では、腐敗防止のため贈収賄防止に関する教育を行いました。

アジアおよび中華圏のグループ会社においては、ホットラインの外部窓口導入に伴う教育を実施しました。

このほか、ニコングループの全従業員に向けたニュースレターの中で、世界規模で報道されているコンプライアンス関連のニュースを取り上げながら、ニコングループのコンプライアンスの考え方を解説しています。

●グローバルな意識調査の実施(モニタリング)

ニコングループでは、1年あるいは2年に一度、ニコンおよび国内外のグループ会社の従業員を対象に、意識調査によるモニタリングを実施しています。これにより、従業員へのコンプライアンス意識の浸透度や報告相談制度への信頼度、行動規範教育の展開状況などを把握し、推進活動の改善に反映しています。

2021年3月期には、国内・海外ニコングループを対象に意識調査を実施し、15,516名が回答しました(回答率90.2%)。ニコン行動規範の浸透度は2018年度調査の84.4%から90.6%となり、グローバルにおいて着実に向上しています。この結果は、2020年12月に開催した企業倫理委員会において、経年比較などを交えて報告しました。また、調査結果は、ニコンの各部門およびグループ会社各社に改善要望とともにフィードバックしており、各社はこれをもとに改善に取り組んでいます。

[>コンプライアンスの徹底](#) >コーポレート・ガバナンスの強化 >リスクマネジメントの強化

こうした取り組みを通じて、ニコングループでは、事業活動を行うすべての地域においてコンプライアンス推進のPDCA サイクルを確立しています。

贈収賄防止への取り組み

考え方・方針
仕組み・体制
活動・実績

ニコングループでは、贈収賄防止へのコミットメントを社内外に改めて発信するため、「ニコン贈収賄防止方針」を制定しています。

この方針を遵守するため、コンプライアンス室が統括し、海外の地域持株会社を中心となって地域ごとの「贈収賄防止ガイドライン」を策定しています。これらのガイドラインには、方針を遵守するために必要となる接待・贈答、寄付等に関するビジネス上の考え方、注意点、実務手続きなどが、地域の特性を反映し、まとめられています。

具体的には、公務員に関連する支出等については、書面による申請・承認手を徹底しています。また、ファシリテーションペイメントは原則禁止としました。さらに、仲介業者等の第三者との契約においては、贈収賄禁止に関する条項を定めることを原則としています。その上、リスクが高いと判断される場合には、所定のチェックリストにより確認を行う体制としています。

加えて、コンプライアンス室と海外の地域持株会社は、贈収賄防止に関する手続きの周知や教育を継続的に実施しています。また、ニコングループ各社では、毎期末、自主点検シートにより贈収賄防止ガイドラインの運用状況を確認し、翌期の改善につなげています。

2021年3月期には、欧州、米州および中華圏で贈収賄

防止のための教育を実施しました。また、韓国での贈収賄防止ガイドラインの改定を終え、これを施行するとともに、教育の準備を進めました。

こうした取り組みにより、ニコングループでは、過去、各国の当局による贈収賄に関わる調査を受けた事例はありません。

ニコン贈収賄防止方針

https://www.nikon.co.jp/sustainability/governance/compliance/anti-bribery_policy.pdf

競争法違反防止への取り組み

考え方・方針
仕組み・体制
活動・実績

ニコングループでは、「ニコン行動規範」の中に「公正な競争・取引」を掲げています。各国の競争法などを遵守した公正な競争・取引を行うことを基本姿勢としています。

競争法の遵守は国際社会において強く求められており、厳格な取り組みの継続が必要です。ニコングループでは、競争法教育を継続的に行なってきておりましたが、2014年以降、この取り組みを一層強化してきました。教育を毎年継続して実施することで、グループ全体への遵法意識の浸透・定着、および競争法違反の防止に努めています。

●競争法教育の展開

ニコングループでは、各国の法令に沿った競争法教育を展開するため、グローバルな教育体制を構築しています。具体的には、グループ全体の競争法教育の旗振り役をニコンの法務部門が担当。各法務拠点および各グループ会社

が、必要に応じて現地法律事務所の協力を得た上で、教育資料を作成し教育を実施しています。

ニコングループでは、2021年3月期のコンプライアンス活動のひとつに「競争法教育の継続実施」を掲げ、国内ニコングループでは最新事例を踏まえた内容でeラーニングを実施し、海外では各社の事業内容によるリスクを踏まえた教育を実施しました。なお、海外グループ会社の一部において新たに理解度チェックの導入も開始しました。

2021年3月期は、47社（非連結グループ会社であるNikon Optical U.S.A. Inc.(アメリカ)を含む）、従業員4,367名に対して競争法教育を実施しました（2021年3月31日現在）。

不正行為への対応

活動・実績

ニコングループでは、就業規則や「ニコン行動規範」に違反する行為があった場合には、事実関係を調査した上で、社内規則に則って厳正な処分を行っています。

2021年3月期、ニコンにおける懲戒処分は、グループ会社の従業員による不正取引などの管理監督責任に関するもの3件(計9名)でした。国内グループ会社においては、不正取引などを行った当事者への懲戒処分が3件(計3名)、管理監督者への懲戒処分が1件(計1名)でした。また、海外グループ会社においては、不正取引などを行った当事者への重大な懲戒処分が2件(計2名)でした。なお、ニコンでは不正行為の再発防止のため、ニュースレターやeラーニングなどを通じて、継続的な従業員教育を行っています。